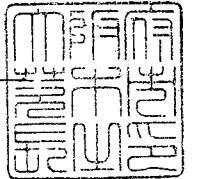


広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託
プロポーザル公告について

広報いばらき巻頭特集制作支援業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和5年3月2日
茨木市長 福岡 洋



プロポーザルの概要について

1 趣旨

広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託
- (2) 業務の目的 毎月1日発行の「広報いばらき」において、本市の主要な施策やまちの魅力、市内で活動する人々などをタイムリーに取り上げた巻頭特集を制作することにより、次に掲げる事項を推進することを目的とする。
- ア 市民が手に取り読みたくなる魅力的な誌面作り
イ 市政への理解と信頼、まちへの誇りと愛着の向上
ウ まちに出る、まちに関わる、まちを使うといった「行動」の誘発
- (3) 業務内容 巻頭特集記事の企画及び企画支援、取材、文章作成、デザイン、イラスト作成、写真撮影、編集等、一連の業務。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで（地方自治法第234条の3及び茨木市長期継続契約に関する条例第2条4号に基づく長期継続契約）

3 当該業務の予算額

1号あたり（月額）889,350円（税込）

令和5年度：年額7,114,800円（税込）

（内訳）889,350円（税込）×8月号分（令和5年9月号～令和

6年4月号)

令和6年度：年額8,893,500円(税込)

(内訳)889,350円(税込)×10月号分(令和6年5月号～令和7年3月号、ただし令和6年7月号を除く)

提案額(参考見積額)が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

この契約については市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和5年4月1日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかったときは、このプロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。また、当該業務に係る契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が削除又は減額された場合は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成25年4月1日実施)に基づく指名除外の期間中でないこと。また、市の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格者名簿に登載されていない者についても、指名停止または指名除外措置に該当する事象が発生していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去3年間における本業務と同種又は類似の業務に係る請負金額について、700万円以上(複数業務の合算は可とする)の履行実績を有すること。
同種の業務：(概ね年間を通して行う)自治体広報誌特集(毎月発行の冊子)の企画・編集等一連の業務。
類似の業務：(概ね年間を通して行う)国・自治体・企業・団体等冊子(定期的発行の冊子)の企画・編集等一連の業務。

プロポーザル実施要項について

別添「広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託プロポーザル実施要項」のとおり

日 程

質問期限	令和5年3月9日(木)午後3時まで
質問に対する回答	令和5年3月13日(月)午後6時まで
参加申込期間	令和5年3月2日(木)午前10時から 令和5年3月15日(水)午後5時まで(厳守)
※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。	
参加資格審査結果通知	令和5年3月17日(金)
企画提案書提出期間	令和5年3月20日(月)午前9時から 令和5年4月10日(月)午後5時まで(厳守)
※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。	
プレゼンテーション及び審査	令和5年4月17日(月)午前中(予定)
審査結果通知	令和5年4月21日(金)(予定)
契約締結	令和5年5月上旬
業務開始	令和5年5月上旬

担当部署

茨木市企画財政部まち魅力発信課 担当 田原・高石
TEL 072-620-1602 (直通)
FAX 072-624-8961
E-mail: machimiryoku@city.ibaraki.lg.jp